

## 第 5 章 簡易評価書関係地域の範囲

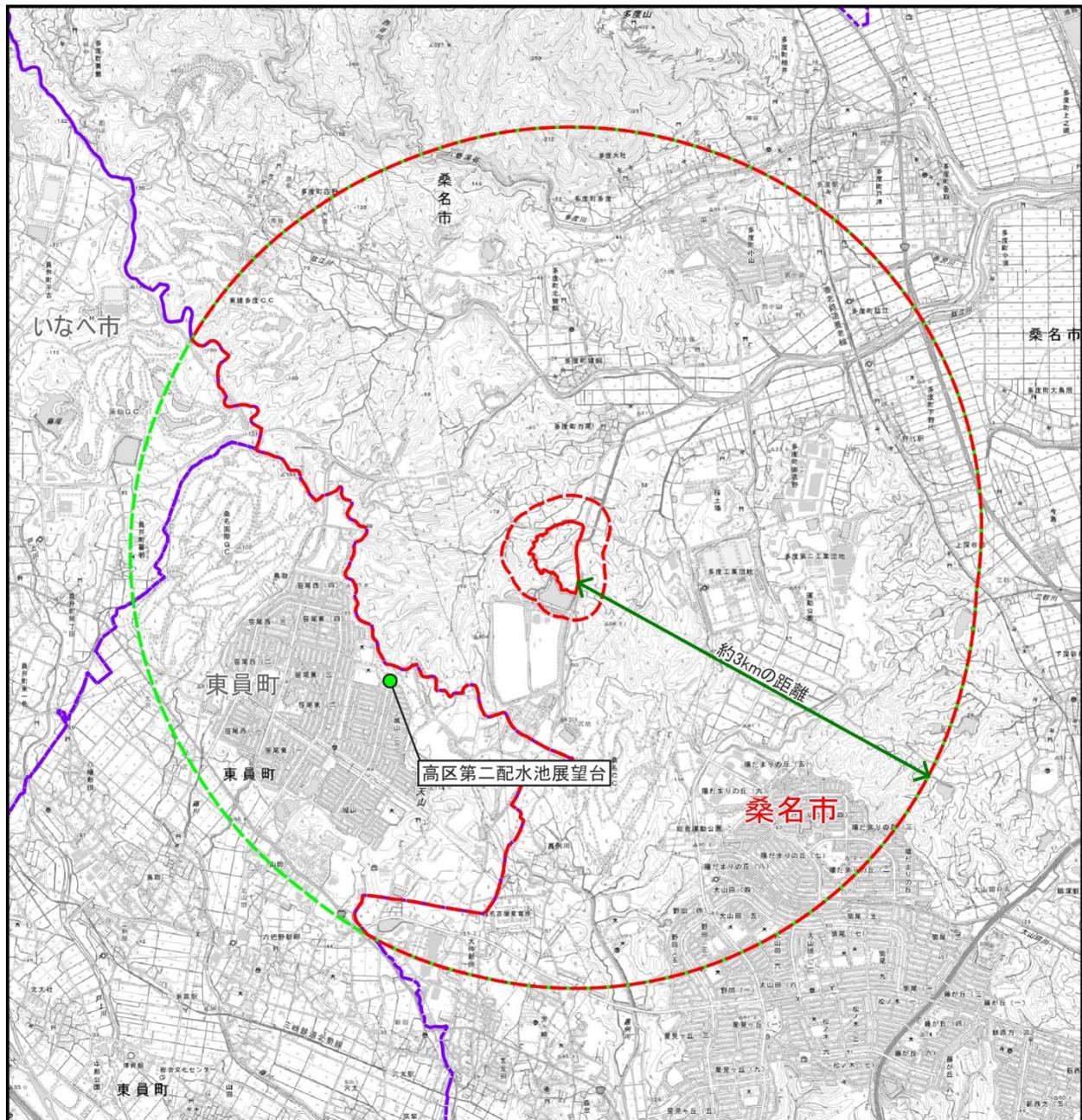
簡易的環境影響評価に係る関係地域は、「三重県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 5 月 25 日 三重県告示第 274 号）に基づき、図 5.1 に示すとおり「桑名市」とする。

簡易評価書関係地域については、「三重県環境影響評価技術指針」の第 19 の 3 の 2 の (1) において、「簡易評価書関係地域（条例第 38 条第 2 項）は、準対象事業実施区域及び既に入手している情報によって、1 以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。」とされている。

環境影響を受けるおそれがある範囲は各環境要素に係る項目によって異なると考えられるが、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕」（平成 11 年 11 月、面整備事業環境影響評価研究会編）によれば、「原則として事業実施区域から 200m 程度の範囲が適当と考えられる。200m 程度の範囲とは、大気質、騒音、振動（工事の実施に係るもの）等の影響範囲（一般には 50～150m）や、生物の影響範囲（植物、小動物等の移動範囲に基づき設定）が標準的に含まれる。」とされている。また、より影響範囲が広い環境要素としては「景観」が想定されるが、同マニュアルによれば、「景観に係る『影響を受けるおそれがあると認められる地域』は、標準的には対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周囲約 3km 程度の範囲が目安となる。」とされている。

図 5.1 に示すとおり、準対象事業実施区域及び同区域から 200m の範囲は桑名市に含まれており、同区域から約 3km の範囲には桑名市及び隣接する員弁郡東員町及びいなべ市が含まれている。ただし、「3.1.7 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (1) 景観」で述べた東員町内の主要な眺望点である「高区第二配水池展望台」や同町内及びいなべ市のその他の土地から準対象事業実施区域との間には、尾根地形や樹林等が介在しているため、準対象事業実施区域がほとんど視認できない。したがって、東員町及びいなべ市は「影響を受けるおそれがあると認められる地域」からは除外されるものと考えられる。

以上のことから、簡易評価書関係地域は桑名市とした。



凡 例

- 準対象事業実施区域
- 準対象事業実施区域から200mの範囲
- 準対象事業実施区域から3kmの範囲  
(いなべ市・東員町を除く)
- 準対象事業実施区域から3kmの範囲
- 眺望点
- 市町界

0 1 2 km



図 5.1 簡易評価書関係地域の範囲